

令和4年度 川崎市多摩区合唱連盟 総会次第

日時 令和4年4月18日(月) 13:00~14:00

場所 多摩区役所7階交流センター会議室

1. 参加団体確認・総会成立報告

2. 開会挨拶 片野季俊

3. 議長選出 長田幸雄

4. 議事

議案1 令和3年度 事業報告

議案2 令和3年度 会計決算報告

議案3 令和3年度 会計監査報告

議案4 令和4年度 事業計画(案)

議案5 令和4年度 予算(案)

議案6 役員改選(案)

5. 議長退任

6. 添付資料

川崎市多摩区合唱連盟 規約

川崎市多摩区合唱連盟 加盟団体

役員名簿(案)

7. “第45回多摩区民祭コーラスの集い”参加団体募集チラシ

8. その他

9. 閉会挨拶

10. 連盟加盟費徴収

平成4年度分2000円を徴収致します

令和3年度事業報告

令和4年4月18日

1. 4月 3日 令和3年度第1回理事会 ……………多摩区役所7階会議室
2. 5月22日 令和3年度総会
 - 1) 令和2年度事業報告・会計報告・監査報告
 - 2) 令和3年度事業計画案・予算案
 - 3) 役員改選
3. 7月16日 多摩区民活動・交流センター全体会
4. 7月29日 令和3年度第2回理事会
 - 第1回参加団体代表者会議 ……………多摩区役所4階会議室
5. 8月23日 第3回理事会……………生田出張所2階会議室
 - 第44回コーラスの集い中止決定

令和4年度事業計画（案）

1. 理事会の開催
 - 合唱連盟の運営全般について
 - 総会開催の準備
 - “コーラスの集い”の実施について
2. 令和4年度総会の開催
 - 令和4年4月18日（月）
 - 令和3年度事業報告・会計決算報告・会計監査報告
 - 令和4年度事業計画案・同予算案・その他
3. “コーラスの集い”開催のための参加団体代表者会議の開催
 - 必要に応じて2～3回
4. 第45回多摩区民祭“コーラスの集い”の開催
 - 10月9日（日）多摩市民館大ホール
5. 多摩区民祭実行委員会に参加
6. 多摩区民活動・交流センター会議に参加

川崎市多摩区合唱連盟役員名簿 (案)

令和4年4月18日

理事長 片野秀俊

副理事長 佐藤玲子

副理事長 長田幸雄

理事

事務局長 小川聖子 (J & S 陽だまりコンサート)

⑭ 1月1日発足の和「陽だまりの会」

書記 照沼俊夫 (西生田合唱団)

会計 条谷慶江 (コーラスいくた)

柳沢恵子

広報 細野文夫 (登戸混声合唱団)

トキ レオ
十時伶緒 (専修大学グリークラブ)

庶務 河野 順 (J & S 陽だまりコンサート)

会計監査 生田朋子 (コーラスすみれ)

名誉会員 井上智子

名誉会員 根村道子

川崎市多摩区合唱連盟規約

- 第1条（名称） 本連盟は川崎市多摩区合唱連盟と称する。
- 第2条（所在地） 川崎市多摩区菅北浦1丁目5番25号 長田幸雄宅とする。
- 第3条（設立日） 本連盟の設立日を平成17年3月9日とする。
- 第4条（構成） 本連盟は、連盟規約の趣旨に賛同し、主に川崎市多摩区内で活動する合唱団、賛助会員及び個人をもって構成する。
- 第5条（目的） 本連盟の目的は次のとおりとする。
1. 合唱音楽の普及をはかり、地域の文化の向上に努める。
 2. 加盟団体の育成、相互の連絡ならびに親睦をはかる。
- 第6条（事業） 本連盟は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
1. 合唱に関する演奏会の開催
 2. 合唱の技量向上のための研究や講習会の開催
 3. その他、本連盟の目的に適う事業
- 第7条（役員） 本連盟に次の役員を置き、総会で選任する。
- | | |
|------|------|
| 理事長 | 1名 |
| 副理事長 | 若干名 |
| 事務局長 | 1名 |
| 理事 | 若干団体 |
- 理事団体は、原則として次の業務を分担し、連盟の運営に協力する。
- 会計・書記・庶務・広報・監査
- 第8条（任務） 役員及び事務局の任務は次のとおりとする。
1. 理事長は本連盟を代表し、会務を統括する。
 2. 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときはこれを代行する。
 3. 事務局長は本連盟の事務を統処理する。
 4. 会計は本連盟の経理事務を行い、決算書を作成して総会に提出する。
 5. 書記は会議の議事録、および本連盟の記録を作成・保管する。
 6. 庶務は本連盟の運営・会議等に必要な業務を行う。
 7. 広報は本連盟の内外の広報を担当する。
 8. 監査は本連盟の会計を監査し、総会で報告を行う。
- 第9条（任期） 役員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。
- 第10条（顧問） 本連盟に顧問をおくことができる。
- 第11条（会議） 本連盟の会議は、役員による理事会、及び役員と各合唱団代表1名で構成する総会とし、いずれも理事長が招集する。
- 第12条（理事会） 定例理事会は年2回開催する。
- 必要に応じて臨時理事会を開催する。
- 第13条（総会） 総会は本連盟の最高決議機関で、役員選出・規約の改廃・事業計画・予算決算等について審議決定する。
- 定例総会は毎年1回開催し、臨時総会は理事会で必要と認めた場合に開催する。
- 総会は加盟合唱団の過半数の出席で成立し、決議は出席者の過半数の賛成を要する。
- 第14条（会計） 会計年度は4月1日に始まり、翌年3月末に終わる。
- 本連盟の会計は会費・寄付金・補助金その他の収入によって賄う。
- 第15条（細則） 本連盟の会費額、運営、功績の有った方について等に関する細則は理事会で決める。
- 第16条（付則） この規約は平成17年3月9日より施行する。

- 規約の改定 平成18年4月12日総会で第2条に「賛助会員」を追加。
- 平成27年4月8日総会で第2条に「所在地」第3条に「設立日」を追加。
- 従って旧2条から以下条文は2条ずつ繰り下げる。
- 平成31年4月10日総会にて「功績のあった方」を追加。